

総務常任委員会記録

日時 令和8年6月8日（月）

場所 第一委員会室

午前10時00分 開 会

○伊藤欣哉委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。本日の欠席通告者は富樫寛委員、遅刻通告者は佐藤伸二委員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本委員会に付託されました案件は、議案9件であります。これより順次審査を行います。

議第49号 酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

○伊藤欣哉委員長 議第49号酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。

人事課長。

○人事課長 それでは私の方から、議第49号酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

条例改正の理由でございますが、職員の通勤手当の一部の距離の区分および支給額を改めるため、所要の改正を行うものでございます。改正の概要についてでございますが、職員の通勤手当のうち、片道40キロメートル以上から60キロメートル未満までの距離の区分を5キロメートルごとから2キロメートルごとに改めるとともに、それぞれ新たな支給額を設定するものでございます。

新旧対照表をご覧くださいますと、現行の5キロメートル区分のものを、改正案では2キロメートル区分で行うというような内容になってございます。なお、施行期日につきましては、令和8年7月1日から施行いたしまして、同年4月1日からの適用ということになるものでございます。

以上、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

（な し）

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（な し）

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。議第49号酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（異議なし）

○伊藤欣哉委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第49号は原案のとおり決しました。

議第50号 酒田市基金条例の一部改正について

○伊藤欣哉委員長 議第50号酒田市基金条例の一部改正についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長 それでは、議第50号酒田市基金条例の一部改正についてをご説明いたします。

1の改正の目的は、中村ものづくり基金の目的を改めるため、所要の改正を行うものです。

2の改正の概要は、平成16年8月、東北エプソン株式会社相談役の中村恒也氏より、子どもがものづくりに興味を持つような教育に役立ててほしいと現金5,000万円を寄付していたことを受けて、中村ものづくり基金を創設し、年間約200万円を取り崩して事業運営をしてまいりました。令和7年度に、中村氏のご遺志に賛同された株式会社平田牧場およびエイエスエムトランスポート株式会社より、引き続きものづくりに興味を持つような教育に役立ててほしい、事業を継続していけるようにとご寄付をいただきました。酒田市基金条例第3条では、中村ものづくり基金の目的は中村恒也氏の寄付金をもってとあり、中村氏の寄付金に限定していることから、同氏の意思に賛同した企業等を加え、株式会社平田牧場およびエイエスエムトランスポート株式会社からの寄付金を、中村ものづくり基金に積み立てすることを可能にするものでございます。

3の施行日は公布の日からとなります。次のページは新旧対照表となっておりますので、ご参照ください。

以上、ご審査くださいますようお願いいたします。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第50号酒田市基金条例の一部改正については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第50号は原案のとおり決しました。

議第51号 酒田市税条例の一部改正について

○伊藤欣哉委員長 議第51号酒田市税条例の一部改正についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長 それでは、議第51号酒田市税条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

経過および改正の理由です。地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布、令和8年4月1日に施行されたことに伴い、酒田市税条例の一部を改正するものです。なお、令和8年4月1日から直ちに適用する必要があるものについては、先に専決処分をしております。

主な改正内容と施行年月日です。まず個人住民税関係です。公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を見直します。所得税において源泉徴収の対象となる公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲は個人住民税の課税ベースと異なり、個人住民税の賦課決定に必要な情報が得られない場合があることから、個人住民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大するものです。

次に固定資産税関係です。1つ目は免税点の見直しを行っております。家屋に係る免税点を現在の20万円から30万円、償却資産に係る免税点を現在の150万円から180万円に引き上げます。

2つ目としては、改修特定建築物に係る課税標準の特例措置の新設でございます。バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税について、特別特定建築物全般を対象とする課税標準の特例割合を定める規定を追加します。新旧対照表は次のページ以降にございます。

以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第51号酒田市税条例の一部改正については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第51号は原案のとおり決しました。

議第52号 酒田市都市計画税条例の一部改正について

○伊藤欣哉委員長 議第52号酒田市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長 議第52号酒田市都市計画税条例の一部改正について補足説明いたします。

経過および改正の理由です。こちらも地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い改正するものでございます。改正の内容です。都市計画税に関する規定です。バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る都市計画税について、特定建築物全般を対象にするなど幅広くバリアフリー化を促すよう見直した上で、課税標準の特例割合を定める規定を追加するものでございます。

施行年月日は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用いたします。新旧対照表は2ページ以降にございます。

以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第52号酒田市都市計画税条例の一部改正については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第52号は原案のとおり決しました。

議第54号 請負契約の締結について（酒田市美術館大規模改修工事（建築工事））

○伊藤欣哉委員長 議第54号請負契約の締結について（酒田市美術館大規模改修工事（建築工事））を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

文化政策課長。

○文化政策課長 それでは、議第54号請負契約の締結について（酒田市美術館大規模改修工事（建築工事））説明をさせていただきます。

議案の提案理由につきましては、酒田市美術館大規模改修工事（建築工事）の請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容についてご説明いたします。1、契約の目的、酒田市美術館大規模改修工事（建築工事）。2、契約の方法、条件付き一般競争入札（総合評価落札方式）による契約。3、契約の金額、2億6,510万円。4、契約の相手方、酒田市穂積字尻地233番地、大場建設株式会社、代表取締役大場清悦。5、工期、契約締結の日から令和9年4月30日まで。契約内容は以上のとおりでございます。

2ページ目の資料は、美術館の図面に建築工事の概要を落とし込んだものでございます。こちらもご参考に審査いただければと思います。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第54号請負契約の締結について（酒田市美術館大規模改修工事（建築工事））は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり決しました。

議第55号 物品の取得について（業務用パソコン等）

○伊藤欣哉委員長 議第55号物品の取得について（業務用パソコン等）を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。デジタル戦略課長。

○デジタル戦略課長 議第55号物品の取得についてご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、業務用パソコン等を更新し取得するため、議会の議決を求めるものでございます。契約の内容につきましては記載のとおりでございますが、取得の目的としましては業務用パソコン等の購入、取得物品が業務用パソコン142台、取得の方法としましては条件付き一般競争入札による取得ということで予定をしてございます。取得の金額につきましては、4,065万7,100円でございます。取得の相手方につきましては、酒田市京田2丁目69番8号、株式会社管理システム、代表取締役今野修でございます。

よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第55号物品の取得について（業務用パソコン等）は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第55号は原案のとおり決しました。

議第56号 請負契約の締結について（鳥海八幡中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事））

○伊藤欣哉委員長 議第56号請負契約の締結について（鳥海八幡中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事））を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議第56号請負契約の締結について（鳥海八幡中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事））についてご説明させていただきます。

本契約につきましては、仮契約の方法が条件付き一般競争入、総合評価落札方式でございます。仮契約年月日は令和8年5月20日、仮契約の金額は税込で3億1,350万円となっております。仮契約の相手方ですが、丸高・林建設工業特定建設工事共同企業体、代表者が株式会社丸高、代表取締役横瀬夏樹氏、構成員が林建設工業株式会社、代表取締役社長林浩一郎氏でございます。工期につきましては、契約の日から令和9年2月26日まででございます。仮契約書、入札調書、工事の内容につきましては次ページ以降に掲載しております。

以上、ご審査くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第56号請負契約の締結について（鳥海八幡中学校屋内運動場長寿命化改修工事（建築工事））は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（異議なし）

○伊藤欣哉委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第56号は原案のとおり決しました。

議第57号 物品の取得について（スクールバス）

○伊藤欣哉委員長 議第57号物品の取得について（スクールバス）を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長 議第57号物品の取得について（スクールバス）についてご説明させていただきます。

取得の目的は、スクールバスの購入、取得物品は中型バス2台、取得の方法は条件付き一般競争入札による取得、仮契約年月日は令和8年5月14日、取得金額は4,509万3,240円、取得の相手方は株式会社庄交コーポレーション酒田地区総括部長阿部紀久氏、納入期限は令和9年3月25日です。資料として次ページより、仮契約書、物品入札調書、入札公告、仕様書を添付しております。

以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

（なし）

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（なし）

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第57号物品の取得について（スクールバス）は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（異議なし）

○伊藤欣哉委員長 御異議なしと認めます。

よって、議第57号は原案のとおり決しました。

議第58号物品の取得について（光が丘プールタッチプレート）

○伊藤欣哉委員長 議第58号物品の取得について（光が丘プールタッチプレート）を議題といたします。当局の補足説明を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長 議第58号物品の取得について（光が丘プールタッチプレート）についてご説明申し上げます。

1番目、取得の目的については光が丘プールタッチプレートの購入でございます。2、物品については光が丘プールタッチプレート一式でございます。なおこの一式については、ス

タートゴール1枚ずつ、10レーンのものを20枚と、収納台車4台が含まれてございます。3、取得の方法については条件付き一般競争入札による取得でございます。4、仮契約年月日については、令和8年4月7日でございます。5、取得金額については税込2,240万7,000円でございます。6、取得の相手方でございますが、酒田市こがね町1丁目10番地の4、有限会社とがしスポーツ、取締役佐藤香奈子氏でございます。7、納入期限については、令和8年9月30日となっております。

なお、資料として次ページの方から、仮契約書、物品入札調書、それから仕様書を添付してございますのでよろしくお願いいたします。

以上、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤欣哉委員長 これより質疑を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(なし)

○伊藤欣哉委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。議第58号物品の取得について（光が丘プールタッチプレート）は、原案のとおり決するに御異議ございませんか？

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長 御異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○伊藤欣哉委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査報告書の作成は正副委員長にご一任願います。

なお、本日の遅刻通告者は佐藤伸二委員と申し上げましたが、欠席となりましたのでご報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前 10時 25分 閉 会